

# 令和6年 全国家計構造調査

にご協力ください！

## 全国家計構造調査とはどのような調査ですか？

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とし、「統計法」に基づいた基幹統計調査として実施します。この調査は1959年から5年ごとに行われ、今回が14回目に当たります。

## どのような方法で調査を行うのですか？

調査員が、受持ち調査単位区内の全ての世帯を訪問し、世帯主の氏名、住所及び世帯の状態などをお尋ねします。その後、調査対象に選定された世帯には、家計簿などの記入をお願いするために再度訪問します。

調査票の提出は、次のいずれかの方法を世帯が選択することができます。

- ・インターネット回答
- ・調査員に提出
- ・郵送により提出（「簡易調査」該当世帯のみ）

## 調査の結果はどのように利用されるのですか？

“あなたの暮らし”を守る社会保障や福祉政策の検討に使われます

全国家計構造調査の結果は、国や地方公共団体において、重要な政策に利用されます。例えば、「介護保険料の算定基準の検討」、「税制改正に伴う政策効果の予測」、「生活保護の扶助額基準の検討」、「所得格差や資産格差の現状把握」などにも調査結果が利用されます。



調査の対象となった世帯の皆様には、お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 問い合わせ

【広島市企画総務局政策企画部政策企画課】

統計分析係 Tel.504-2012

【各市区市民部区政調整課】

中	Tel.504-2543	東	Tel.568-7703	南	Tel.250-8933
西	Tel.532-0925	安佐南	Tel.831-4927	安佐北	Tel.819-3962
安芸	Tel.821-4903	佐伯	Tel.943-9703		

知っ得

なっとく

No.217

2024.9月発行

## 令和6年度消費者大学受講生大募集！

消費者問題に対する学習意欲の高い消費者を対象に消費者大学を開講し、地域における消費者活動を担う人材づくりを目指します。

テーマ 「消費者力の向上」

実施期間：（各土曜日、全8回）

場所：広島市消費生活センター研修室  
（広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街9階）

対象者：

- ①広島市に在住又は通勤・通学の18歳以上の人
- ②広島広域都市圏内に在住の18歳以上の人  
（①を除く。）

受講料：無料

申込方法：

全8回又は各回ごとに、9月18日（水）から、電話又はEメールで申込み（住所、氏名、連絡先）を受け付けます。先着順（電話受付時間 10:00～17:00。火曜日・日曜日・祝日を除く。）

### 講座スケジュール等

回	日時	内容
1	11/9(土)	消費者の役割
2	11/16(土)	契約
3	11/30(土)	インターネット
4	12/7(土)	生活設計
5	12/14(土)	衣生活
6	12/21(土)	くらしの安全
7	1/11(土)	食生活
8	1/18(土)	地球温暖化問題



### 広島市消費生活センターのご案内

#### 消費生活相談

ご相談は来所、電話、メールでお受けしています。

●電話相談

☎ 082-225-3300（消費生活相談専用）

●メール相談

右の二次元コードの入力フォームからご相談ください。



【開館時間】 10:00～19:00

【休館日】 火曜日と12月29日～1月3日

### 消費生活出前講座をご利用ください！

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。

みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか？

○講師派遣：無料

○時間：約1～2時間

○参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上

○土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

【申込み・お問合せ先】

公益社団法人広島消費者協会

TEL・FAX 082-225-3320

消費者被害に遭わないために



# 令和5年度はこんな消費生活相談がありました

## 相談件数

○令和5年度に広島市消費生活センターで受け付けた相談は7,627件あり、前年度に比べ185件増加しました。相談件数は令和3年度まで減少傾向にありましたが、令和4年度から増加に転じ、令和5年度についても増加しました。

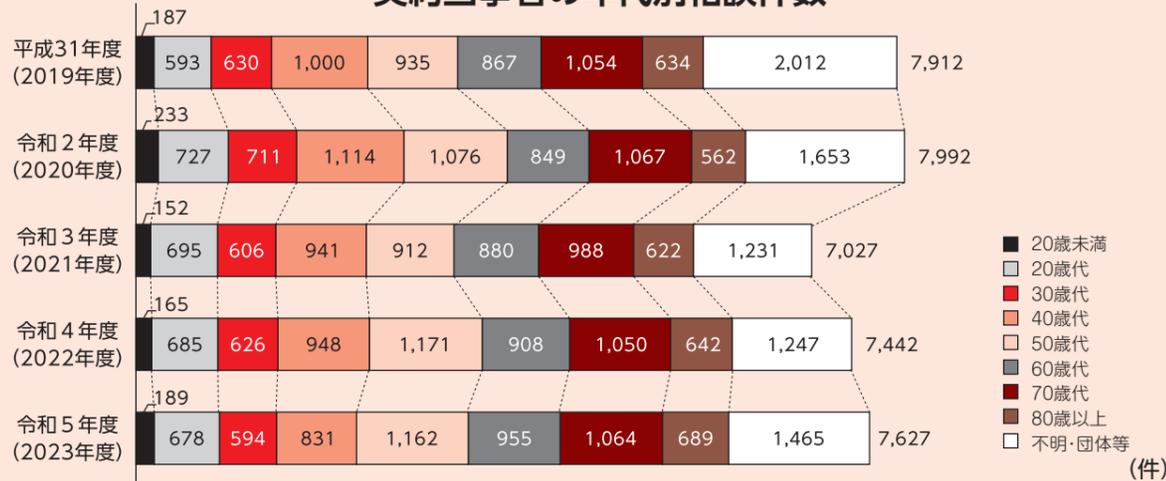
広島市消費生活センター 相談件数



## 年代別

○前年度に比べ、20歳代から50歳代までの相談は減少していますが、60歳代以上の年代については増加しています。特に、80歳代からの相談は47件(前年度比107.3%)増加しています。年代別の相談割合では50歳代が最も多く全体の15.2%でした。

契約当事者の年代別相談件数



## 商品・役務別

○架空請求などの「商品一般」に区分される相談が前年度に比べ60件(107.9%)増加し、最も多く受け付けました。件数が増加したのものとしては、「他の役務サービス」が44件(125.6%)、「賃貸アパート・マンション」が42件(112.6%)、「健康食品」が41件(119.6%)、「インターネット接続回線」が10件(107%)、「移動通信サービス」が3件(101.7%)増加しました。相談内容としては、「公的機関や債権回収業者を騙った架空請求はがきやメール」や、「定期購入になっていた化粧品や健康食品に」に関する相談が多く寄せられています。

商品別相談件数 TOP10

順位	区分	令和5年度(件)	令和4年度(件)	前年度差(件)	前年度比(%)	主な内容
1	商品一般	819	759	60	107.9	公的機関や債権回収業者を騙った架空請求はがきやメール、宅配会社を騙った不在配達メール、代引きで届いた頼んだ覚えのない商品など
2	化粧品	495	600	▲105	82.5	意図しない定期購入、基礎化粧品、シャンプー、除毛剤、ファンデーションなど
3	賃貸アパート・マンション	375	333	42	112.6	貸アパートの契約、修理代、原状回復に関するトラブルなど
4	健康食品	250	209	41	119.6	意図しない定期購入、ロイヤルゼリー、ダイエットサプリなど
5	他の役務サービス	216	172	44	125.6	パソコンのウィルス対策、占いサイトなど
6	相談その他	208	300	▲92	69.3	個人間のトラブル、労働問題、アンケート調査交通事故など
7	移動通信サービス	178	175	3	101.7	携帯電話サービス、モバイルデータ通信など
8	フリーローン・サラ金	162	173	▲11	93.6	消費者金融・クレジットカード会社からのローン(借金)の整理、過払い金請求など
9	インターネット接続回線	152	142	10	107	プロバイダー、インターネット回線の電話勧誘販売など
10	エステティックサービス	147	178	▲36	82.6	美容エステや脱毛エステの契約など

## 第1位 商品一般

国や自治体、大手通信会社等をかたった代金未納の架空請求のメールが届いたという相談や、宅配業者を装った不在通知の連絡がSMSに届き、個人情報を入力するよう指示されたという相談などが増えています。身に覚えのない請求は無視しましょう。



## 第2位 化粧品

お試し価格で購入した化粧品が意図せず定期購入になっていたので解約したいという相談や、解約を申し込みたいが事業者と連絡が取れないといった相談が増えています。注文する際は、契約の内容をよく確認しましょう。

国民生活センターでは、消費者による自己解決を支援するため、トラブル解決に役立つ情報をFAQ形式で提供しています。時間や場所を問わず、消費者トラブルについて調べることができます。(消費者ホットライン188)

